

秦野市土地の埋立て等の事前協議に関する指導要綱

(平成7年12月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、土砂等による土地の埋立て等の事前協議について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例(平成7年秦野市条例第19号。以下「条例」という。)の例による。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、土砂等による土地の埋立て等に係る土地の面積が3,000平方メートル以上の工事について適用する。

(事前協議書)

第4条 条例第5条の規定による許可を受けようとする者は、その許可申請前に、埋立て等事前協議書(以下「事前協議書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 事前協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況平面図及び縦横断面図
- (3) 現況排水平面図及び排水縦横断面図
- (4) 計画平面図及び縦横断面図
- (5) 計画排水平面図及び計画排水縦横断面図
- (6) 公図の写し
- (7) 土砂等の搬出入経路図
- (8) 埋立て等に係る土地と隣接する土地との境界確定図
- (9) 擁壁等工作物平面図及び構造図
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(事前公表)

第5条 事前協議書を提出した者は、その埋立て等に係る周辺住民等の理解を得るため、直ちに埋立て等の事業及び工事方法の概要等について、次に掲げる方法により事前に公表しなければならない。

- (1) 埋立て等に係る工事の概要を記した掲示板及び土砂等の搬出入経路を記した掲示板の設置

(2) 周辺住民等に対する事前説明会の開催

- 2 前項第 1 号に規定する掲示板の掲示期間は、第 7 条に規定する埋立て等事前協議済書を受け取るまでとし、掲示箇所は、市長が別に指示する。
- 3 第 1 項第 2 号に規定する事前説明会の日時及び場所については、市長と協議しなければならない。
- 4 事前協議書を提出した者は、事前説明会等で周辺住民等から出された意見、要望等に対しては、誠意をもって対応しなければならない。

(事前説明会の記録の提出)

第 6 条 事前協議書を提出した者は、事前説明会の記録の提出を市長が求めたときは、直ちにこれを提出しなければならない。

(事前協議済の通知)

第 7 条 市長は、協議が整ったときは、埋立て等事前協議済書により事前協議書を提出した者に通知するものとする。

(許可の申請)

第 8 条 条例第 5 条の規定による許可申請は、前条の埋立て等事前協議済書の通知を受けた後に行うものとする。

(書類及び図面の提出部数)

第 9 条 第 4 条の規定により提出する書類及び図面の提出部数は、2 部とする。

(様式)

第 10 条 この要綱の規定により使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 12 月 1 日から施行する。

別表(第 10 条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	埋立て等事前協議書	第 4 条
第 2 号様式	工事概要掲示板	第 5 条
第 3 号様式	搬出入経路掲示板	第 5 条
第 4 号様式	埋立て等事前協議済書	第 7 条